

ระเบียบคณะกรรมการพิจารณาการอุทธรณ์

ว่าด้วยการพิจารณาอุทธรณ์

พ.ศ.2564

非公式訳

仏暦 2564 年 (2021 年)

不服審査に関する

不服審査小委員会規制

不服申立手続および不服審査を改善するため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および仏暦 2563 年 (2020 年) 11 月 11 日付投資委員会命令第 2/2563 号「小委員会の任命」の権限に基づき、不服審査小委員会は仏暦 2564 年 (2021 年) 2 月 10 日付決議に基づき投資委員会により承認され、以下のように規制を定める。

第 1 項 本規制は「仏暦 2564 年 (2021 年) 不服審査に関する不服審査小委員会規制」という。

第 2 項 仏暦 2529 年 (1986 年) 3 月 5 日付仏暦 2564 年 (2021 年) 不服申立てに関する不服検討審査小委員会規制を廃止する。

第 3 項 本規制において

「命令」とは、場合により第 11 条に基づき委任されたまたは委ねられた事務局または小委員会の命令の事である。

「奨励申請者」とは、投資奨励申請者の事である。

「不服小委員会」とは、不服審査小委員会の事である。

第 4 項 不服申立ができる命令は以下の通りである。

- (1) 投資奨励対象業種または企業規模の政策に関する命令
- (2) 投資委員会が既に投資奨励対象業種として決定した奨励申請者の事業に対する奨励不認可の命令
- (3) 税務恩典に関する命令
- (4) 恩典の追加変更申請または奨励証書に記載された条件順守に関する命令
- (5) 恩典取り消し命令またはプロジェクト取り消し命令

第 5 項 審査を認める不服は次の事項を記載し書面で提出すること。

- (1) 不服がある者の氏名・住所
- (2) 不服の原因である命令
- (3) 不服請求をする事実または法律、理由および関連書類・証拠
- (4) 不服がある者の審査請求書
- (5) 不服がある者の署名、または不服のある者が法人である場合は法人代表の署名と社印の捺印

第6項 不服は、命令を受けた日より30日以内に長官に申し立てる、または当該期限内に書留郵便で長官に送付すること。

重大な理由により第1項の期限内の申し立てまたは送付が出来ない場合、不服がある者は当該期限の満了前に不服期間延長申請書を長官に提出すること。また長官がその申請書を受け取った後、不服申立または送付期限をさらに30日間延長する。

この条項に基づく期間計算に関しては、場合によって事務局の不服申立てを受けた日または消印の日付が長官の不服申立ての受領日または不服期間延長申請書の受領日とみなされる。

第7項 受領した不服が第5項を満たさない場合、長官は、通知書を受け取った日から15日以内に不服を訂正するよう不服がある者に通知書を提出する。不服がある者が当該期限内に通知書通りに訂正しない場合は不服のある者がそれ以上不服申立てをしないとみなされる。そして長官によりディレクトリからその内容が処分される。

第8項 審査を認めない不服は以下の通りである。

(1) 第6項の期限が過ぎた後に申し立てるまたは送付する不服

(2) 投資委員会または不服小委員会が既に審査し判断したのと同じ問題の不服。但し、投資奨励対象業種または企業規模の政策に関する不服を除く。尚、不服のある者が不服の判断日から12か月経過した後に再度提出し、かつ以前の判断の主旨が変化したと示す証拠を有すること。

(3) 不服のある者が不服を申し立てたが不服申立てを取り下げたことに関する不服

長官より不服がある者に審査を認めない通知書が送付される。

第9項 審査を認めることが出来る不服は、初めに発令者が審査するよう長官より送られる。

第4項(1)、(2)または(3)に基づく不服であり、発令者が全体的または部分的に不服に同意しない場合は、長官は判断不服小委員会にその旨を提出する。それ以外の場合は、長官を判断者とする。

第2段落に基づき判断をした場合、長官は投資委員会に判断結果を報告する。

この項目に基づく審査・判断をするため、発令者、不服小委員会及び長官は、事実を供述するまたは検討のための書類もしくは証拠を追加提示するように不服がある者に要求書を送付する場合がある。

第10項 不服が判断される前に不服がある者はいつでも不服申立てを取り下げることが出来る。その場合においては長官はその不服を処分し、不服がある者に通知書を送付する。

第11項 長官は本規制を順守するためのガイドラインを策定するものとする。

第12項 長官が本規制が施行される前に受領したが審査が終了していない不服審査は、終了するまで仏暦2529年(1986年)3月5日付不服申立てに関する不服検討審査小委員会規制に基づき引き続き行うこと。また本規制に従い行うとみなされる。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2564 年（2021 年）3 月 11 日

パコーン・ニンプラパン

(パコーン・ニンプラパン)

法制委員長官

不服審査小委員会委員長